

令和7年3月27日 交通死亡事故の発生 ～大型貨物自動車×自転車～

戸田市早瀬 1丁目地内	3月27日	日	8:19 ころ	晴	市道
----------------	-------	---	------------	---	----

事故概要	大型貨物自動車（20歳代・男性）は、道路外の敷地に左折進入する際、前方左右を注視し、折から、歩道を同一方向に進行してきた自転車（40歳代・女性）に気付かず、同自転車の右前部に自車左前部を衝突させて同人を自転車もろとも転倒させたもの。
------	--

道路の状況	至 藤市 至 和光市 歩道 市道 歩道 至東京都
-------	---

○車両の運転者は、

- ・歩道または路側帯と車道の区別がある道路において、その歩道または路側帯に入る前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。
- ・車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその手前からできる限り左側端により、徐行しなければなりません。
- ・運転する車両の死角に注意しましょう。
- ・運転に集中し、運転車両の死角の存在に注意しましょう。

○自転車利用者は、

- ・自転車も車両です。交通ルールを守りましょう。
- ・普通自転車道の歩道通行は、道路標識や道路標示によって、普通自転車が歩道の通行を可能としているときなどの場合です。
- ・車両の死角にいる場合は、車の運転者からあなたが見えているとは限りません。
- ・自転車利用時は、ヘルメットを利用しましょう。

埼玉県警察 蕨警察署